明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令（環境二〇）　一
〔告　示〕
○特別とん譲与税法施行規則第二条の規定による平成二十三年度分の特別とん譲与税の額の算定に用いる開港所在市町村ごとの率を定める件（総務四二八）　四
○特別とん譲与税法第一条第一項の市町村を指定する等の件の一部を改正する件（同四二九）　五
○航空機燃料譲与税法第一条第二項の市町村を指定する件の一部を改正する件（同四三〇）　五
〔官庁報告〕
国家試験
平成二十三年司法試験（新司法試験）合格者（司法試験委員会）　五
〔公　告〕
諸事項
裁判所
除権決定、破産、免責関係　二
特殊法人等
平成二十二事業年度財務諸表（独立行政法人情報通信研究機構・独立行政法人造幣局）、独立行政法人都市再生機構関係　三
会社その他
会社決算公告　一〇九
二三

省令

○環境省令第二十号

南極地域の環境の保護に関する法律（平成九年法律第六十一号）第三条第五号及び第十三号並びに第七条第一項第三号の規定に基づき、南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように改める。

平成二十三年九月二十九日

環境大臣　細野　豪志

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則（平成九年総理府令第五十三号）の一部を次のように改正する。

別記第二十南極特別保護地区中「及び同島の海岸線から沖に約60メートル以内の海域（諸島及び岩場を含む）」を削り、「及び同島の海岸線から沖に約100メートル以内の海域（諸島及び岩場を含む。）」を「、ジャン・ロスタン島、ル・モーゲン島、ボン・ドクトゥール・ヌナタク」に改め、「アレクシス・カレル島」を「ル・モーゲン島」に改め、「500メートル」を「130メートル」に改め、地図を次のように改める。